



発表日 2024年7月31日

自家消費型太陽光発電設備に関する補助金制度のお知らせ

令和6年8月1日より、自家消費型太陽光発電設備導入補助金制度を今年度も開始しますのでお知らせします。

内容

概要	社屋やビル、マンションなどに自家消費型太陽光発電設備を設置する場合に、札幌市が企業等に対して、設置費用の一部を補助する制度です。 なお、札幌市が環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用して、間接的に補助するものです。	申込条件	①FIT、FIP(Feed in Premium)の認定を受けないこと。 ②発電量の50%以上を自家消費する太陽光発電設備(新品)の設置であること。 ③定置用蓄電池は、太陽光発電設備に付帯するもので同時申請を行ったものが対象。 ④国が実施する他の補助金等を受けていないこと。
補助対象者	●企業等(個人事業者含む)、マンション管理組合 ①市内にある事務所・事業所等(店舗併用住宅含む)に対象機器を設置しようとする者 ②市内にある区分所有住宅等の共用部分に対象機器を設置しようとする者 ③市内に自ら所有する共同住宅の共用部又はテナントビルに対象機器を設置しようとする者 ④本補助制度への申込み完了後に対象機器の設置に係る契約を締結する者		
補助対象機器・補助額	 補助額：1kWあたり 5万円/kW ※補助金の上限は 245万円(49kW)です。	 補助額：工事費用(補助対象費用)の1/3 ※業務用蓄電池(容量が20kWhを超えるもの)の場合は 工事費の総額(税抜)が1kWhあたり19万円、家庭用 蓄電池(容量が20kWh以下であるもの)の場合は同費用が1kWhあたり15万5千円を超えるものは対象外。	
機器要件	●太陽電池モジュールの合計出力が1.5kW以上の設備であること。 ●自家消費型配線であること。 (発電量の50%以上を自家消費すること。) ●未使用品であること。(中古品は補助対象外)	●本事業にて設置する太陽光発電設備に付帯するものであり、常時、太陽光発電設備と接続し、太陽光発電設備が発電する電力を放充電できるもの。 ●停電時のみ使用する非常用電源装置ではないもの。 ●容量1.0kWh以上。 ●未使用品であること。(中古品は補助対象外)	

- 募集時期 : 令和7年1月31日まで募集します。
※受付は先着順で行い、予算額に達し次第、終了します。
- ホームページ :
<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/energy/hojo/iikashohi.html>
- 補助金受付窓口、問い合わせ先



令和6年8月1日より開設

「自家消費型太陽光発電設備導入補助金受付係」

TEL 011-558-0421 ※平日のみ(午前10時～午後5時30分)

お問い合わせ

本件につきましては、下記担当までお問い合わせください。
なお、パンフレットについては後日ホームページに掲載します。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市環境局環境都市推進部環境エネルギー課 樫山、堤、宗石
TEL 011-211-2872 FAX 011-218-5108